

平成 24 年 8 月

第 65 期司法修習生（12 月 19 日修習終了予定者）各位

第一東京弁護士会

弁護士会費についてのご案内

第 65 期司法修習生（12 月 19 日修習終了予定者）新入会員の 1 ヶ月ごとの会費額は下記の通りとなります。

当会入会月より納付していただくことになりますので、入会されましたら、下記の「会費の納付方法について」をご参照の上、ご納付ください。

記

入会月（平成 24 年 12 月）からの会費額（月額）

本会会費	新会館維持管理特別会費	日弁連会費	日弁連特別会費	合 計（円）
5,000	0	7,000	6,200	18,200

- ・ 本 会 会 費：本会の会費（本会会則 24 条）
- ・ 新会館維持管理特別会費：新会館の維持管理、修繕、設備更新等（本会会規 25 号）
- ・ 日 弁 連 会 費：日本弁護士連合会の会費（日弁連会則 95 条）
- ・ 日 弁 連 特 別 会 費：(1) 少年・刑事財政基金特別会費 4,200 円
(2) 弁護士過疎・偏在対策特別会費 700 円
(3) 法律援助基金特別会費 1,300 円

（注意）

- (1) 弁護士会費は、当会入会月（平成 24 年 12 月）より発生いたします。
- (2) 入会以降 2 年間は、本会会費は 5,000 円 日弁連会費は 7,000 円です。
- (3) 新会館維持管理特別会費は、毎月 10,000 円ずつ納付していただきます。但し第 65 期（12 月 19 日修習終了予定者）新入会員は、4 年間その徴収を猶予します。
前記新会館特別会費は、上記猶予期間中であっても当会を退会される際には、在会月数分を退会時に精算徴収することとなります。（本会会規 25 号 4-③）
- (4) 日弁連特別会費のうち、少年・刑事財政基金特別会費は平成 26 年 5 月まで、弁護士過疎・偏在対策特別会費は平成 25 年 3 月まで、法律援助基金特別会費は平成 26 年 5 月までそれぞれ徴収いたします。
- (5) 今後、修習終了後 5 年経過するまでは、毎年会費額が変更になりますので、当会ホームページ（会員専用ページ）等で随時ご確認ください。

**** 会費についてのお問い合わせ先 ****

第一東京弁護士会 事務局経理課 TEL：03-3595-8581

会費の納付方法について

会費の納付には手間のかからない口座振替が便利です！ぜひお手続きくださいませ。

1 自動振替による納付

金融機関（ゆうちょ銀行を除く）預金口座からの引落にて会費の納付が可能です。

※自動振替の開始まで多少時間がかかりますので、入会当初の数ヶ月は、振込または窓口での納付となります。

(1)申 込：事務局経理課に預金口座振替依頼書がございますので、必要事項をご記入の上、経理課までご提出ください。

※預金口座振替依頼書は平成 25 年 1 月 22 日の新入会員研修会で配布予定です。

(2)開 始：預金口座振替依頼書提出後、およそ **2ヶ月** かかります。毎月末日までにご提出いただきますと、翌々月から開始できます。

(3)振替日：毎月 12 日です。但し、12 日が銀行休業日の場合は、翌営業日となります。

2 振込による納付

下記の当会指定銀行口座に振り込むことにより納付が可能です。但し、振込手数料はご負担頂くこととなります。

銀 行 名	支 店 名	種 類	口 座 番 号	口 座 名 義
三 井 住 友	日 比 谷	当座	2 3 8 0 5 2	第一東京弁護士会
三 井 住 友	丸 ノ 内	当座	1 0 1 5 1 0 2	第一東京弁護士会
三 菱 東 京 U F J	京 橋	当座	2 5 9 3 2 8 3	第一東京弁護士会
三 菱 東 京 U F J	東京公務部	当座	1 7 7 3	第一東京弁護士会
み ず ほ	本 店	当座	1 4 9 2 1 5	第一東京弁護士会
み ず ほ	東 京 中 央	普通	1 5 8 5 7 8 6	第一東京弁護士会

3 窓口での納付

当会事務局経理課窓口(弁護士会館 11 階)に直接支払うことにより納付が可能です。但し、事務取扱時間は平日の午前 9 時 30 分から午後 5 時までです。